第51号様式の6の8(第24条関係)

県民税配当割不申告加算金 決定／納付 通知書

〒
所在地
名称

大分県税事務所長 印

法人番号		年度				
実績年月	申告期限	申告書の提出月日		算出の基礎となる税額(円)	率 %	不申告加算金決定額 (円)
年 月分	年 月 日	年 月 日				
年 月分	年 月 日	年 月 日				
年 月分	年 月 日	年 月 日				
年 月分	年 月 日	年 月 日				
年 月分	年 月 日	年 月 日				
年 月分	年 月 日	年 月 日				
年 月分	年 月 日	年 月 日				
年 月分	年 月 日	年 月 日				
年 月分	年 月 日	年 月 日				
年 月分	年 月 日	年 月 日				
指定納期限	年 月 日		納付すべき不申告加算金合計額			

上記のとおり決定したので、納付してください。

年 月 日

注1 この不申告加算金は、申告書を申告期限までに提出しなかったことによるものです。今後は、期限内に申告書を提出してください。

2 不申告加算金の「率(%)」が15%となつている場合で「算出の基礎となる税額」が50万円を超えるときの「不申告加算金決定額」は、50万円を超える部分に相当する金額に5%の割合を乗じて計算した金額が加算されています。

3 この決定について不服がある場合は、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して3箇月以内に、知事に対し審査請求をすることができます(審査請求書は、正副2通をなるべく当県税事務所を経由して提出してください。)。

なお、この処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大分県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の場合には、審査請求の裁決を経ることなく、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。